

令和5年5月16日

障害福祉サービス事業所 管理者 様

川西市福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス支給決定期間について（通知）

日頃は平素より当市の障害福祉施策にご協力を賜り誠にありがとうございます。
障害福祉サービスの支給期間について、当市では従前より当初に支給決定を行った月から1年で期間を設定しておりましたが、業務の効率化等を図るため、令和5年7月1日よりサービス支給決定期間について、下記「サービス支給決定期間の変更内容」のとおり変更いたします。提供サービス内容につきましては、影響ございませんので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

サービス支給決定期間変更の理由

1. サービス更新は、毎年3月末に集中しており、相談支援事業所及び市の業務過多が生じ、利用者にも更新に時間を要するなど影響が生じているため、業務の効率化を図る。
2. 当市では、現行全てのサービスを一律1年でサービス支給決定期間を設定しているが、サービス更新における利用者の手続き負担の軽減を図るとともに、相談支援事業所や福祉サービス事業所等の業務負担軽減を図る。

サービス支給決定期間の変更内容

1. 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・生活介護・就労継続支援A型・B型・共同生活援助のサービス受給者のサービス支給決定期間の末日をサービス受給者の誕生月に変更する。同世帯にサービス受給者が複数いる場合は、サービス受給者の世帯主の誕生月若しくは最年長兄弟の誕生月に変更する。
2. 施設入所支援・療養介護・生活介護・就労継続支援A・就労継続支援B型（50歳以上に限る）・共同生活援助のサービス支給決定期間を3年とする。

※詳しい期間の設定方法や期間の移行内容等は別紙「期間の設定方法」をご覧ください。

川西市 福祉部 障害福祉課

担当：柑本

電話：072-740-1178

F A X：072-740-1311

(別紙) 期間の設定方法

※期間の設定については、受給者の皆様にご対応いただくことはございません。期間についてはは市障害福祉課にて設定させていただきますので、発行された受給者証にてご確認ください。

※今回の変更点については「サービス支給決定期間」を一部のサービスについて誕生月への変更、及び1年間で決定していたサービスの内、一部のサービスについて3年間で決定するというものです。「利用者負担の期間」については、すべてのサービスにおいて従前どおり1年毎の更新が必要になりますので、それに伴う申請を毎年提出くださいますようお願いいたします。(対象者については更新のタイミングで市よりご案内し申請書も郵送いたします。)

また、「障害支援区分の期間」及び「利用者負担の期間」の変更についても以下で説明しておりますので、ご確認ください。

※サービス支給決定期間が3年毎に変更となるサービスについては、相談支援事業所が行う、「サービス等利用計画案の作成に伴うサービス担当者会議」の開催についても、基本的には3年毎に行うこととなります。

用語について:

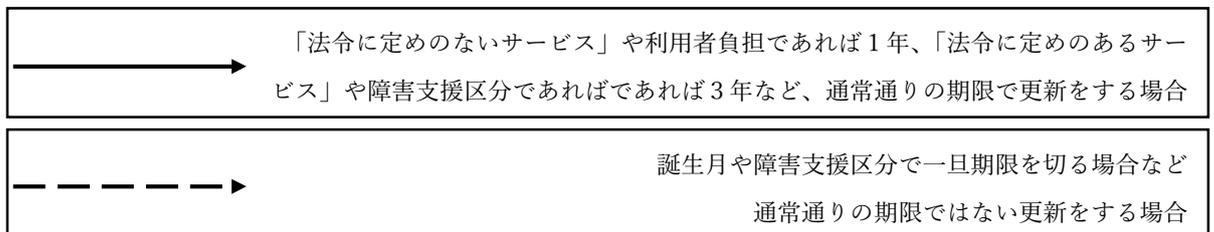
障害者総合支援法施行規則第15条及び34条の42に規定のある、サービス決定期間を3年(36カ月)で決定できるサービス(施設入所支援、療養介護、生活介護、就労継続支援 A,B型、共同生活援助(グループホーム))…以下「法令に定めのあるサービス」という。

上記以外のサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、同行援護)…以下「法令に定めのないサービス」という。

※自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活訓練、地域移行支援、地域定着支援については、それぞれ標準利用期間(例:就労移行支援であれば2年間)が定められている関係上、誕生月での期間変更は行いません。(支給期間は従前通り、地域移行支援は6カ月、それ以外は1年間です)

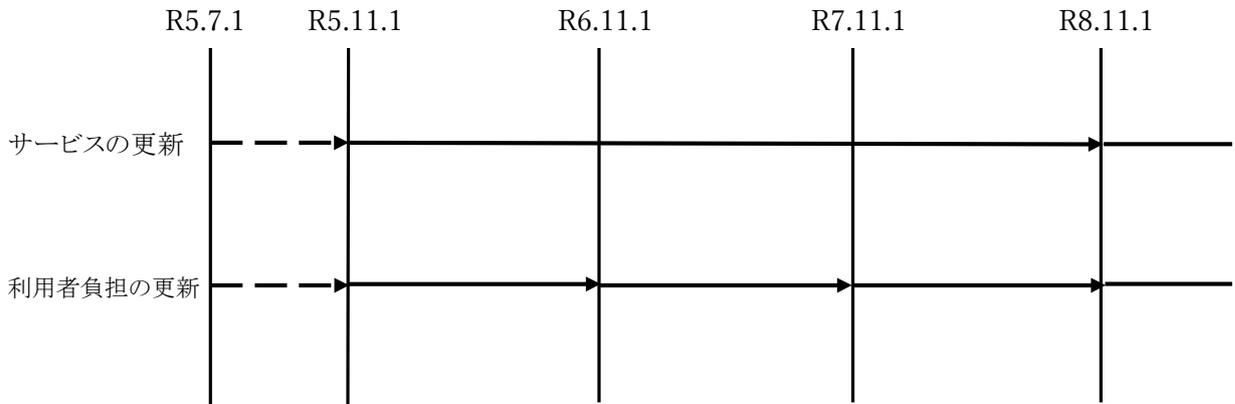
※川西市地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴)については、従前通り1年間(12カ月)での支給期間とします。(誕生月での期間変更は行います。)

期間の移行方法:



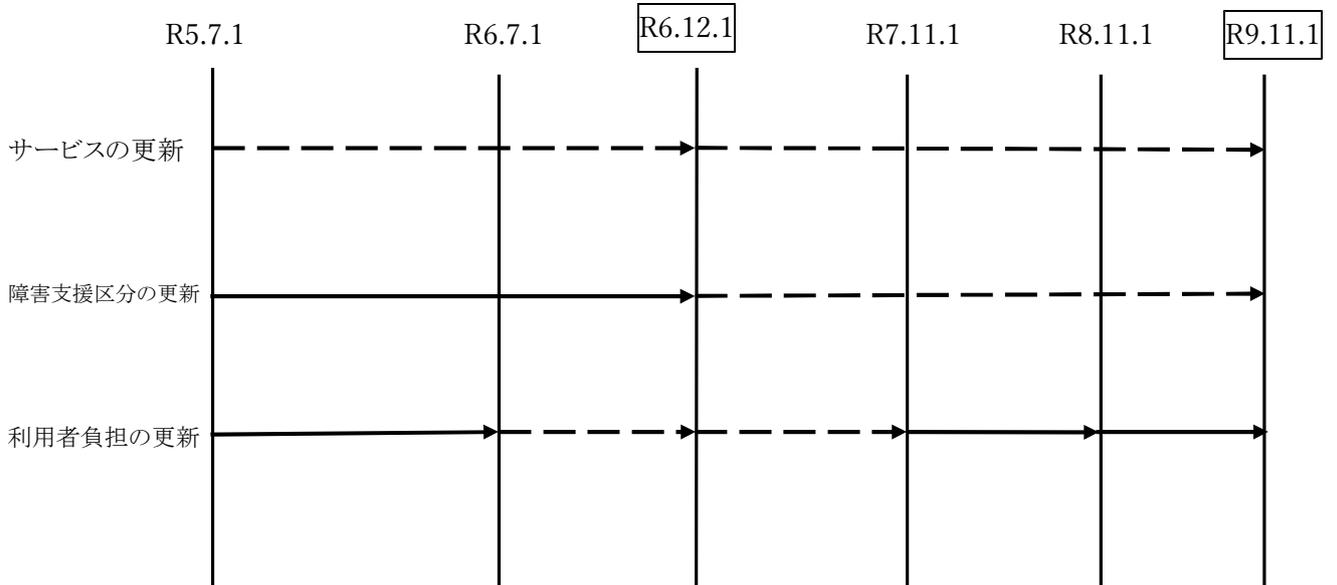
次ページより各サービスの受給ケース毎に「サービス支給期間」、「利用者負担の期間」、「障害支援区分の期間」の移行方法を纏めております。

ケース①: 令和5年7月1日更新、10月誕生日の方で「法令に定めのあるサービス(就労継続支援 A・B)」のみの利用者で区分認定を受けていない方



※サービス：誕生日で一旦更新（申請書・案は必要）その後は3年毎に更新。
 ※利用者負担：誕生日で一旦更新。その後は、毎年誕生日で更新。

ケース②: 令和5年7月1日更新、10月誕生日の方で「法令に定めのあるサービス(生活介護、共同生活援助)」のみの利用者で区分認定(令和6年12月1日更新)を受けている方

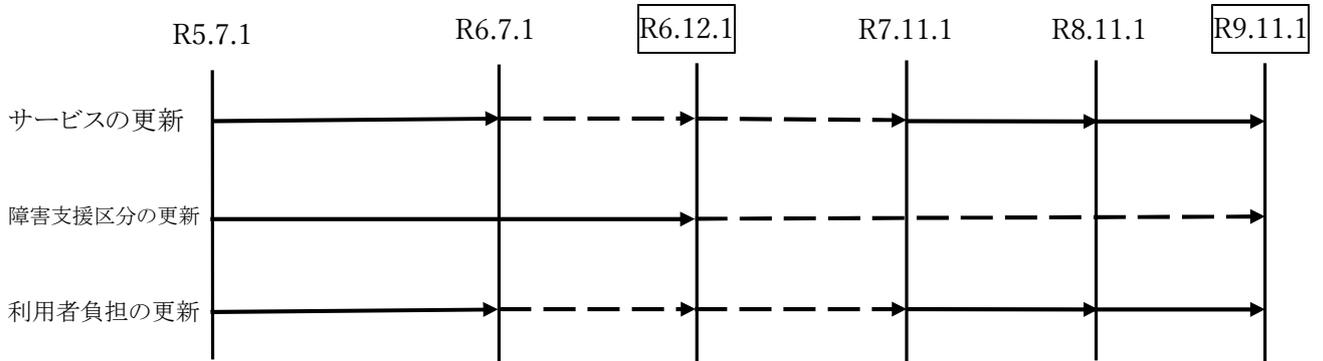


※サービス：次回更新時、障害支援区分の期限まで更新。さらに次の更新時に2年経過後の誕生日まで更新。その後は3年毎に更新。

※障害支援区分：次回の更新時に2年経過後の誕生日まで更新。その後は3年毎に更新。

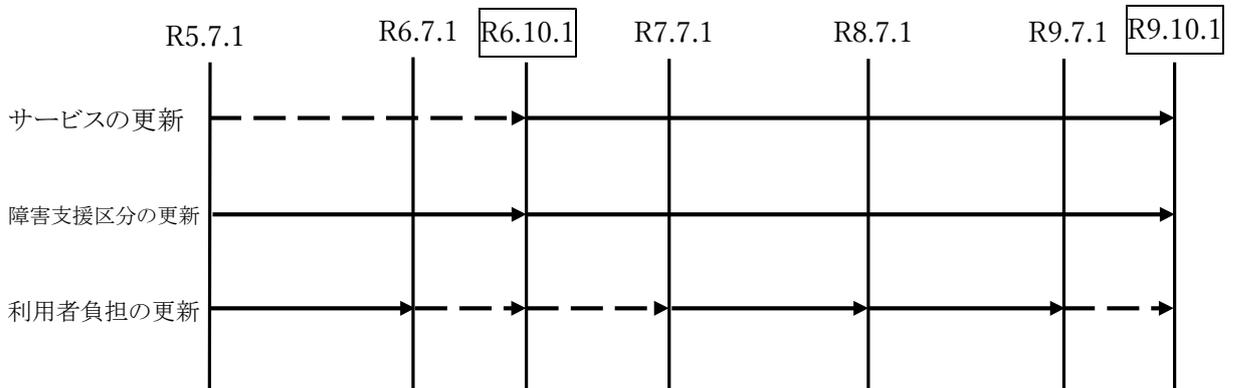
※利用者負担：障害支援区分の更新までは例年通り1年間で更新。障害支援区分の更新後は誕生日で更新。

ケース③: 令和5年7月1日更新、10月誕生日の方で「法令に定めのないサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、同行援護)」のみ
の利用者で区分認定(令和6年12月1日更新)を受けている方



※サービス：障害支援区分の期限までは例年通り1年間で更新。障害支援区分の更新後は誕生日まで更新。その後は1年毎に更新。
 ※障害支援区分：次回の更新時に2年経過後の誕生日まで更新。その後は3年毎に更新。
 ※利用者負担：障害支援区分の更新までは例年通り1年間で更新。障害支援区分の更新後は誕生日で切る。

ケース④: 令和5年7月1日更新の「施設入所支援」若しくは「療養介護」の利用者で区分認定(令和6年10月1日更新)を受けている方

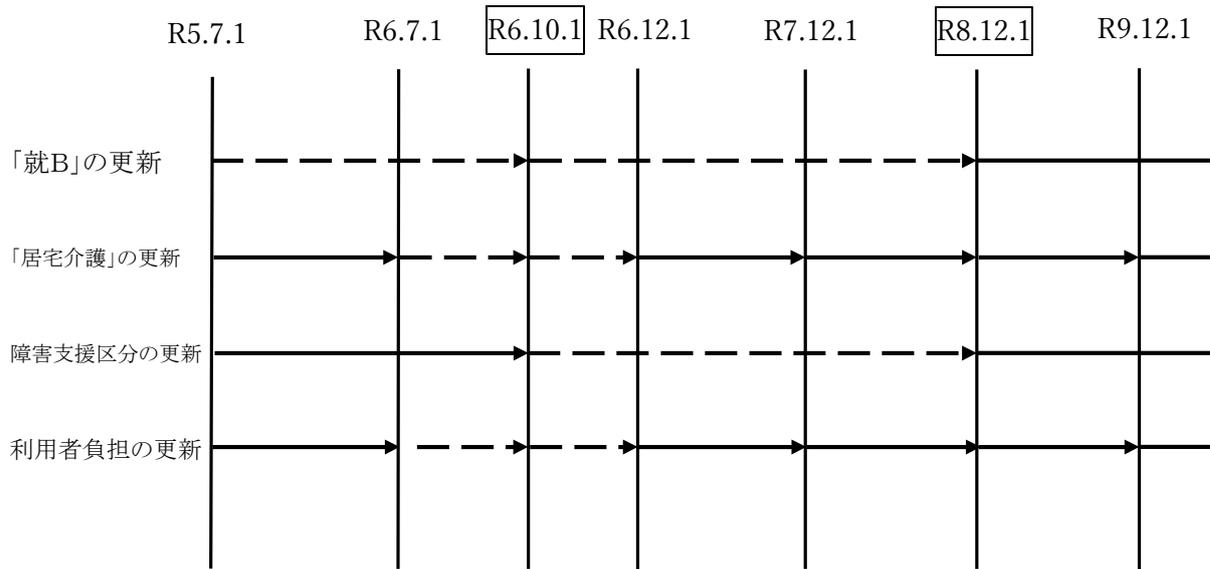


※サービス：次回更新時、障害支援区分の期限まで更新。その後は3年間で更新。
 ※障害支援区分：例年通り3年ごとに更新。
 ※利用者負担：例年通り7月更新し、障害支援区分の期限がある年は障害支援区分の期限(サービス更新の期限)で更新。

※施設入所及び療養介護については施設毎に障害支援区分の期限の調整が出来るので、誕生日での更新は行わない。

ケース⑤: 令和5年7月1日更新、11月誕生日の方で「法令に定めのあるサービス(例:就労継続支援B型)」と「法令に定めのないサービス(例:居宅介護)」両方を利用している者で

区分認定(令和6年10月1日更新)を受けている方



※サービス「就B」：次回更新時、障害支援区分の期限まで更新。さらに次の更新時に2年経過後の誕生日月末日まで更新。その後は3年毎に更新。

※サービス「居宅介護」：障害支援区分の期限までは例年通り1年毎に更新。区分更新後は誕生日月末で一旦期限を切り、その後は毎年誕生日月末で切る

※障害支援区分：次回の更新時に2年経過後の誕生日月末日まで更新。その後は3年毎に更新。

※利用者負担：サービス「居宅介護」と同様。